



内閣府

令和4年11月1日
国際平和協力本部事務局

シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について

標記については、本日（1日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

記

1. 趣旨

我が国は、平成31年4月から、多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員を派遣しており、現在、2名の司令部要員が、エジプト・シナイ半島南部のシャルム・エル・シェイクのMFO司令部において、MFOの停戦監視活動の実施に関するエジプト・イスラエルとの連絡調整や両国の関係当局間の対話・信頼醸成の促進の支援を行っております。

（参考）MFOは、1979年のエジプト・イスラエル平和条約及び1981年の同平和条約の議定書に基づき設立された国際機関。1982年よりエジプト・シナイ半島で停戦監視活動、対話・信頼醸成の促進支援等を実施。

MFOへの司令部要員の派遣は、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に資するものであり、また、他の要員派遣国との連携を促進し、人材育成の機会の確保等にもなるとの意義が認められます。

本日の閣議において、上記の意義等を踏まえ、我が国のシナイ半島国際平和協力業務実施計画を変更し、以下のとおり派遣期間を延長等することが決定されました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、本日、国会に報告いたします。

2. 変更内容

(1) 派遣期間の延長

- ・ 現行実施計画の派遣期間：令和4年11月30日まで
- ・ 延長後の派遣期間：令和5年11月30日まで（1年間の延長）

(2) 派遣先国の追加

- ・ 今後発生する司令部要員のMFO本部（ローマ）への出張に対応するため、派遣先国に「イタリア共和国」を追加